

IV 地震発生時の対応について

1 児童生徒の安全確保

(1) 在校中に地震が発生した場合

地震が在校中に発生した場合、最優先で行うべきことは、児童生徒の安全確保です。日ごろから、授業中、放課中を問わず、起こりうる様々な危険を予測し、状況に応じて臨機応変に行動し、速やかに人員の掌握ができるように繰り返し訓練しておくことが大切です。

ア 基本的な対応（安全行動例）

	教職員の行動	児童生徒への指示
自己の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>的確な指示を出す。 <input type="checkbox"/>安心させるよう声を掛ける。 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>机の下に身を隠し、机の対角線の足をしっかり持つ。 <input type="checkbox"/>転倒、落下のおそれのある物や窓ガラス・電灯の下から離れる。 <input type="checkbox"/>本、衣服、鞆などで頭を覆い、姿勢を低くする。 <input type="checkbox"/>近くの窓や壁の反対側へ頭を向ける。
二次災害の防止	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>火気を消す。（初期消火） ※自動消火装置つきのものは消火されたか確認する。 <input type="checkbox"/>電気製品のコンセントを抜く。 <input type="checkbox"/>ガスの元栓を閉める。 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>余震に注意する。
避難	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>周囲の状況を確認する。 <input type="checkbox"/>避難経路を確認する。 <input type="checkbox"/>冷静に的確な指示を出す。 <input type="checkbox"/>可能な限り複数で誘導し、集団の前後に教職員を配置する。 ※災害の規模によっては、児童生徒自身で安全な場所を判断し、避難する場合もある。 	<ul style="list-style-type: none"> （校内放送やハンドマイクなどで） <input type="checkbox"/>靴や上履きを履いたまま避難する。 <input type="checkbox"/>落下物から頭部を守るため、鞆などを持つ。 <input type="checkbox"/>煙などの吸い込みを防ぐため、ハンカチ等を持つ。
安否確認	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>名簿等で、人員及び負傷の有無を確認し、本部へ報告する。 <input type="checkbox"/>協力して、不明者の発見に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>人員確認できる体制を速やかに整える。

災害対策本部の設置

負傷者対応	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>救護場所を設置し、保健主事や養護教諭が中心となり、応急手当を行う。 <input type="checkbox"/>医師の手当てを要する場合には、最寄りの医療機関と連携し、適切に搬送する。 <input type="checkbox"/>施設内からの救出を要する場合には、二次災害に十分注意し、できる限り救助活動を行う。 <input type="checkbox"/>負傷者が多数の場合には、応急担架や複数搬送など最善の方法を検討する。
二次災害防止	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>速やかに校内の安全点検を行い、被害状況の把握に努めるとともに、応急的な修理や危険箇所への立ち入り禁止措置等を講じる。 <input type="checkbox"/>火災発生時には、校内防災組織により、消火活動を行う。 <input type="checkbox"/>避難場所が危険な状態であったり、津波が予測される場合は、安全な場所へ移動させる。
報告	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>状況掌握後、「風水害等事故発生速報」を県教育委員会の定められた課へファックス送信する。

イ 児童生徒の帰宅、引き渡し

児童生徒の帰宅方法については、学校周辺の被害状況、交通機関の運行状況、道路状況、地震情報など、児童生徒の安全確保のために必要な情報を収集し、最善の方法を検討する。

なお、帰宅経路の安全が確保されるまでの間は、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」ことを原則とする。

引き渡し時の留意事項

- 保護者への引き渡しについては、通常の引き渡し方法のほか、被災後の状況によっては児童生徒の引き渡しを行わず学校に留めること等も含めて、あらかじめ保護者と協議し共通理解を図っておく。また、訓練等により確認しておく。
- 「引き渡し・緊急避難先カード」（作成例参照）へ、引き渡し時の必要情報を記入する。なお、当該カードは予め印刷しておくこと。
- 校内で待機している児童生徒の情報を確実に把握する。
- 「風水害等事故発生速報」により、待機児童生徒人数及びその他参考となる事項を県教育委員会の定められた課（４ページ参照）へファックス送信する。
- 保護者等と連絡が取れない場合は、児童生徒を校内で待機させる。その際は教員が付き添うなどして、不安を与えないようにする。

自力帰宅時の留意事項

- 徒歩及び自転車通学者への対応
 - ◇ 帰宅経路の安全確認ができる場合は、確認をした上で居住地別に帰宅グループを編成し、安全上の留意事項を確認した後に集団で下校させる。
場合によっては教員が引率したり、通学路で見守り活動を行う。なお、安全確認ができない場合は校内に待機させる。
 - ◇ 帰宅グループの責任者（代表者）には、帰宅後に、電話、災害用伝言ダイヤル、メール、SNS等により学校へ連絡させる。
- 公共交通機関利用通学者への対応
 - ◇ 公共交通機関が運行していない場合は学校に待機させ、保護者と連絡を取り、対応を協議する。
 - ◇ 徒歩でも帰宅できる児童生徒への対応は、上記の「徒歩及び自転車通学者への対応」と同様とする。
 - ◇ 公共交通機関の運行が再開した場合には、安全上の留意事項を確認した後に、できる限り集団で下校させるとともに、帰宅後は、電話や災害用伝言ダイヤル等により学校へ連絡させる。
- その他
 - ◇ スクールバスや自家用車による送迎で通学している児童生徒については、保護者へ連絡し、出迎えによる引き渡しとする。

【参 考】帰宅措置等について

愛知県教育委員会では、東海地震関連情報である「東海地震注意情報」《黄》が発表された場合、児童生徒等の安全を確保するため、次のとおり対応するよう通知しています。(平成 15 年 12 月 18 日付け教健第 390 号 教育長通知)

- (1) 児童生徒等の安全を確保するため、強化地域内外においては、東海地震注意情報が発表された場合、原則として次のとおり取り扱うものとする。
 - ア 児童生徒等が在校中の場合には、授業、部活動等中止し、あらかじめ定められた方法に基づき速やかに下校させる。
 - イ 児童生徒等が登下校中の場合には、あらかじめ定められた方法に基づき速やかに帰宅するよう指導する。
 - ウ 児童生徒等が在宅中の場合には、休校として児童生徒等は登校させない。
- (2) 各学校においては、上記を踏まえて、通学方法、通学距離、通学時間、通学路、交通機関の状況等を考慮し、あらかじめ保護者、地域の関係機関の意見を聞いた上で、実態に即した具体的な対応方法を定めておくものとする。
- (3) 東海地震注意情報が発表された段階からの対応方法については、あらかじめ児童生徒及び保護者、その他関係者に周知しておくものとする。
- (4) 施設設備について、日頃から安全点検を行い、災害の発生を防止するため必要な措置をとるものとする。

児童生徒引き渡し・緊急避難先カード 作成例 ※様式は印刷して常備しておくこと。

年 組 番	ふりがな 氏 名	年 月 日生			
		() 才	血液型 () 型		
自宅	(住所)				
	(電話) () -				
保護者	(続柄)	(連絡先) () -			
	(続柄)	(連絡先) () -			
その他	(続柄)	(連絡先) () -			
在学	年 組 番	年 組 番			
兄弟姉妹	(氏名)	(氏名)			
引き渡し	場 所	引取人氏名	続柄	日 時	引渡人
	① 学 校			月 日 時 分	
	②			月 日 時 分	
	備考				
緊急避難先	一 次 場 所	(避難所名)			宿泊 (可 ・ 否)
		(住所)			
		(電話番号) () -			
	二 次 場 所	(避難所名)			宿泊 (可 ・ 否)
		(住所)			
		(電話番号) () -			

ウ 被災場所別対応例

	予想される危険	指示・行動例
普通教室	<ul style="list-style-type: none"> ◆窓ガラスの飛散 ◆天井・電灯の落下、壁の倒壊、床の破損 ◆書棚・清掃道具ロッカーなどの転倒 ◆花瓶などの落下 ◆冷暖房機器の転倒や落下 	<ul style="list-style-type: none"> ◇慌てて外へ飛び出さない。 ◇机の下に身を隠し、机の対角線の脚をしっかりと持つ。 ◇出入り口の扉を開け、出口を確保する。 ◇使用中の冷暖房機器は停止させ、児童生徒を遠ざける。 ◇転倒や落下のおそれのある物や窓ガラス・電灯の下から離れる。
理科室・保健室	<ul style="list-style-type: none"> ◆戸棚の転倒 ◆薬品棚の転倒や薬品の流出 ◆実験中の薬品の流出 ◆ガス器具やアルコールランプからの発火 ◆ガス漏れやガス爆発 	<ul style="list-style-type: none"> ◇使用中の火気を消火し、遠ざける。 ◇ガスの元栓を閉める。 ◇有害ガス発生の場合は、鼻や口にハンカチ等を当てる。
家庭科室	<ul style="list-style-type: none"> ◆戸棚の転倒 ◆調理器具の飛散 ◆実習中の熱湯や火気によるやけど ◆ガス漏れやガス爆発 	<ul style="list-style-type: none"> ◇包丁などの危険器具を除去する。 ◇熱湯に注意する。 ◇ガスコンロを消火し、ガスの元栓を閉める。 ※自動消火装置つきものは消火されたか確認する。 ◇食器棚の近くから離れる。
その他特別教室	<ul style="list-style-type: none"> ◆彫刻物や展示物の転倒、絵画の落下 ◆グランドピアノの急激な移動 ◆書棚の転倒や倒壊、書物の落下 ◆テレビ等の転倒、スクリーンの落下 ◆コンピュータやディスプレイの落下 	<ul style="list-style-type: none"> ◇転倒や落下のおそれのある物や窓・電灯の下から離れる。 ◇机等の下に身を隠す。 ◇手、本、衣服、鞆などで頭を覆い、姿勢を低くする。
廊下・階段	<ul style="list-style-type: none"> ◆窓ガラスの飛散 ◆天井・電灯の落下、壁の倒壊、床の破損 ◆ロッカーなどの転倒 ◆児童生徒の階段での転倒 	<ul style="list-style-type: none"> ◇窓ガラスや近くの電灯から離れる。 ◇手、本、衣服、鞆などで頭を覆い、姿勢を低くする。 ◇近くの教室へ入り、机の下に身を隠す。 ◇階段の手すりをしっかりとつかむ。 ◇階段の手すりがない時には、駆け下りることなく、姿勢を低くして待つ。

トイレ	<ul style="list-style-type: none"> ◆天井・電灯の落下、壁の倒壊、床の破損 ◆扉の歪み 	<ul style="list-style-type: none"> ◇手、本、衣服、鞆などで頭を覆い、姿勢を低くする。 ◇扉を開けて待つ。
体育館	<ul style="list-style-type: none"> ◆窓ガラスの飛散 ◆天井・照明・天井備え付け器具の落下 ◆壁の倒壊、床の破損 ◆グランドピアノの急激な移動 	<ul style="list-style-type: none"> ◇窓ガラスや近くの電灯から離れる。 ◇手、本、衣服、鞆などで頭を覆い、姿勢を低くする。
グラウンド	<ul style="list-style-type: none"> ◆校舎の窓ガラスの飛散 ◆外壁などの倒壊 ◆バックネット、体育器具、遊具等の倒壊 ◆ブロック塀の倒壊 ◆地割れ、液状化現象、浸水、崖崩れ 	<ul style="list-style-type: none"> ◇校舎、体育器具等から離れる。 ◇グラウンドの中央部など、安全な場所で姿勢を低くする。 ◇勝手に学校から出ない。 ◇地割れや液状化現象などが起きている場所から離れる。

(2) 登下校中に地震が発生した場合

ア 事前指導の内容

- 徒歩及び自転車通学者は、速やかに身の安全を確保し、最寄りの避難場所（学校や公園等）へ避難する。
- 公共交通機関利用者は、乗務員の指示・誘導に従い、慌てず落ち着いて行動し、最寄りの避難場所へ避難する。
- 避難後、登校するか、帰宅するか、その場で待機するかなど、身の安全を守る最善の方法を判断し、行動できるよう指導しておく。

イ 状況把握

登校・下校中に学校へ戻った場合

- 在校している児童生徒の名簿を作成する。
- 保護者へ連絡し、引き渡し方法を協議する。
- 保護者と連絡が取れない児童生徒は、学校で待機させる。

自宅へ戻った場合

- 電話、災害用伝言ダイヤル等を利用し、安否確認をする。

避難場所等へ避難した場合

- 安否確認できない児童生徒については、教職員が通学経路や付近の避難場所へ出向き確認する。

スクールバス乗車中の場合

- 添乗職員は、被害の状況や児童生徒の状況について、学校の災害対策本部へ報告し、対応についての指示を受ける。

ウ 予想される危険と安全行動例

予想される危険	<ul style="list-style-type: none"> ◆建物、門柱、ブロック塀、電柱、自動販売機などの転倒・倒壊 ◆看板、屋根瓦、ガラスなどの落下 ◆道路の地割れ、地盤沈下、崖崩れ、液状化現象 ◆電線の切断 ◆ガス管、水道管の破裂 ◆交通渋滞や交通事故 ◆歩道橋や橋の損壊 ◆津波、堤防の決壊による浸水や冠水
安全行動例	<ul style="list-style-type: none"> ◇倒壊するおそれのある建物などから離れる。 ◇鞆などで頭を覆い、安全な場所に避難する。 ◇切断した電線に触らない。 ◇河川や堤防から離れる。 ◇崖崩れのおそれのある場所から離れる。 ◇津波警報を待つことなく、海岸から離れ、高台へ避難する。

(3) 校外活動中に地震が発生した場合

遠足、総合的な学習の時間における校外学習、職場体験、校外での部活動、修学旅行、林間学校などでは、地理や建物の構造等を熟知していなかったり、予想外の危険に遭遇したりすることがあります。事前の現地踏査を十分に行い、対策を講じておく必要があります。

予想される危険	<ul style="list-style-type: none"> ◆道路の地割れ、地盤沈下、崖崩れ、液状化現象 ◆建物、樹木などの倒壊や火災 ◆窓ガラスの飛散、天井・外壁などの倒壊 ◆列車やバスなどの交通機関の混乱 ◆避難場所や避難方法の不徹底による混乱
安全行動例	<ul style="list-style-type: none"> ◇事前の現地踏査によって、地理・地形・建物・避難場所・医療機関等を確認しておく。 ◇事前及び現地での安全指導を徹底する。 ◇災害発生時に動揺から自分勝手に行動しないように指導しておく。 ◇人員掌握と負傷の確認が迅速にできるように指導しておく。 ◇災害発生時には、引率責任者の指示の下、引率教職員が連携を図りながら、児童生徒の安全確保に努める。 ◇学校との速やかな連絡に努める。 ◇保護者に対し、状況報告や対応策について説明する。

2 災害や事件・事故発生時における心のケアの基本的理解

災害や事件・事故発生時に求められる心のケアは、その種類や内容により異なりますが、心のケアを適切に行うためには、子どもに現れるストレス症状の特徴や基本的な対応を理解しておく必要があります。

(1) ストレス症状

ア 子どものストレス症状の特徴

災害等に遭遇すると、恐怖や喪失体験などの心理的ストレスによって、心の症状だけでなく身体の症状も現れやすいことが子どもの特徴である。また、症状は心理的ストレスの種類・内容、ストレスを受けてからの時期によって変化する。そのようなストレス症状には、情緒不安定、体調不良、睡眠障害など年齢を問わず見られる症状と、発達段階によって異なる症状が含まれる。

幼稚園から小学校低学年まで	○腹痛、嘔吐、食欲不振、頭痛などの身体症状が現れやすくなる ○身体症状以外にも興奮、混乱などの情緒不安定や、行動上の異変（落ち着きがなくなる、理由なくほかの子どもの持ち物を隠す等）などの症状が出現しやすい
小学校の高学年以降（中学校を含む）	○身体症状とともに、元気がなくなって引きこもりがちになる（うつ状態） ○ささいなことで驚く ○夜間に何度も目覚めるなどの症状が目立つようになり、大人と同じような症状が現れやすくなる

災害や事件・事故発生時における子どものストレス反応は、誰でも起こり得ることであり、ストレスが強くない場合には、心身に現れる症状は悪化せず数日以内で消失することが多いが、激しいストレスにさらされた場合は、次のような疾患を発症することがある。

イ 急性ストレス障害 (Acute Stress Disorder)

急性ストレス障害の主な症状は、次のようなものである。

持続的な再体験症状	○体験した出来事を繰り返し思い出し、悪夢を見たりする ○体験した出来事が目の前で起きているかのような生々しい感覚がよみがえる（フラッシュバック）等
体験を連想させるものからの回避症状	○体験した出来事と関係するような話題などを避けようとする ○体験した出来事を思い出せないなど記憶や意識が障害される（ボーッとする等） ○人や物事への関心が薄らぎ、周囲と疎遠になる 等
亢進症状 高まる覚せい感情や緊張が	○よく眠れない ○イライラする ○怒りっぽくなる ○落ち着かない ○集中できない ○極端な警戒心を持つ ○ささいなことや小さな音で驚く 等

このような「再体験症状」、「回避症状」、「覚せい亢進症状」がストレス体験の4週間以内に現れ、2日以上かつ4週間以内の範囲で症状が持続した場合を「急性ストレス障害 Acute Stress Disorder」（以下「ASD」）と呼ぶ。

ウ 外傷後ストレス障害 (Posttraumatic Stress Disorder)

災害や事件・事故後に、ASDのような強いストレス症状「再体験症状」、「回避症状」、「覚せい亢進症状」が現れ、それが4週間以上持続した場合は「外傷後ストレス障害 Posttraumatic Stress Disorder」（以下「PTSD」）と呼ぶ。また、これらの症状は、災害や事件・事故からしばらく経ってから出現する可能性があることを念頭に置く必要がある。

ASDでもPTSDでも、幼稚園から小学校低学年までは、典型的な再体験症状や回避症状ではなく、ストレスの引き金となった場面（※トラウマ（心的外傷））を再現するような遊びをしたり、恐怖感を訴えることなく興奮や混乱を呈したりすることがある点に注意を要する。

(2) ストレス症状のある子どもへの対応

災害や事件・事故発生時におけるストレス症状のある子どもへの対応は、基本的には平常時と同じです。すなわち、健康観察等により速やかに子どもの異変に気づき、問題の性質（「早急な対応が必要かどうか」、「医療を要するかどうか」等）を見極め、必要に応じて保護者や主治医等と連携を密に取り、学級担任等や養護教諭をはじめ、校内組織（教育相談部等）と連携して組織的に支援に当たることです。

健康観察については、災害や事件・事故発生時における子どものストレス症状の特徴を踏まえた上で実施し、子どもが示す心身のサインを見逃さないようにすることが重要です。

<基本的な対応方法>

- ア ストレス症状を示す子どもに対しては、普段と変わらない接し方を基本とし、優しく穏やかな声かけをするなど、本人に安心感を与えるようにする。
- イ ストレスを受けたときに症状が現れるのは普通であることや、症状は必ず和らいでいくことを本人に伝え、一人で悩んだり孤独感を持たずに済むように、信頼できる人に相談したり、コミュニケーションをとることを勧める。
- ウ 子どもがなるべく普段と変わらない環境で、安心して学校生活を送れるようにすることで、子どもに落ち着きと安全感を取り戻させるようにする。
- エ 学級（HR）活動等において心のケアに関する保健指導を実施する。強いストレスを受けたときに起こる心や体の変化、ストレスの対処方法（誰かに相談する、おしゃべりする、話を聞いてもらう、体を動かす、音楽を聴く等）等について発達段階に応じて指導し、心が傷ついたりしたときどのように対処したらよいかについて理解を深め、生活に生かせるようにする。
- オ 保護者に対しては、ストレス症状についての知識を提供するとともに、学校と家庭での様子が大きく異なることがあるため、緊密に連絡を取り合うことを心がける。
- カ ストレス症状に、心理的退行現象と呼ばれる一時的な幼児返り（幼児のように母親に甘えるなど）が認められることがあるが、無理に制止することなく経過観察するように

する。

キ 症状から ASD や PTSD が疑われる場合には、児童精神科医などの専門医を受診する必要がある。学校医等の関係者と相談の上、受診の勧めを行い、専門医を紹介するなど適切な支援を行う。

ASD 及び PTSD と診断された場合は、専門医との連携が不可欠となる。

ASD や PTSD を発症した子どもは、自分は特殊で異常であると一人で悩んだり、自分の努力不足であると誤って自分を責めたりすることが多い。このため、保護者だけでなく子どもにも、ショックの後には誰でも起きることのある症状であることを説明し、安心感を与えるようにする。

参考 <アニバーサリー反応への対応>

災害や事件・事故などが契機として PTSD となった場合、それが発生した月日になると、いったん治まっていた症状が再燃することがあり、アニバーサリー効果やアニバーサリー反応と呼ばれている。このような日付の効果は必ずしも年単位とは限らず、同じ日に月単位で起きることもある。

対応としては、災害や事件・事故のあった日が近づくと、以前の症状が再び現れるかも知れないこと、その場合でも心配しなくてもよいことを保護者や子どもに伝えることにより、冷静に対応することができ、混乱や不安感の増大を防ぐことができる。

(3) 心のケアの留意点

災害や事件・事故発生時に求められる心のケアは、その種類や内容により異なりますが、基本的な留意点としては次の事項が挙げられます。

ア 迅速に安否確認や心身の健康状態の把握を行う。そのためには、休日に発生した災害などでも、子ども、保護者、教職員の所在等を確認できるよう事前に連絡方法を確認しておく。また、子どもの心のケアに当たり、その家族・友人・関係者の安否や被災状況についても、できる限り把握しておくことが重要である。

イ 特に、災害の場合には、まず、子どもに安心感や安全感を取り戻させることが大切であることから、ライフラインの復旧を優先し、できるだけ早期に平常時の生活に戻すことが大切となる。

ウ 命にかかわるような状況に遭遇したり、それを目撃したりした場合などには、通常のストレスでは生じない精神症状と身体症状が現れることがある。その代表は先述の ASD や PTSD であるが、災害や事件・事故の直後には現れず、しばらく経ってから症状が現れる場合があることを念頭に置く必要がある。

エ 学校管理下におけるけがや事件・事故などによる子どもの命にかかわる出来事への対応には、迅速に適切な救命処置を行う。

事態への対応に当たっては、子どもたちに動揺や風評が広まることのないように、子どもや保護者への情報の伝え方（いつ・誰が・誰に・何を）については共通理解を図った上で実施する。また、被害を受けた子どもの保護者へは、正確な情報提供（発生状況、健康被害状況、病院への搬送等）が、速やかに行えるようにすることが重要である。

日ごろから応急手当や救命処置等が適切に行われるように訓練を行うなど、救急体制の整備に努める。

オ 災害や事件・事故の内容によっては、心のケアの前提として体（命）を守るための対応が不可欠となる。例えば、女子生徒が性的被害を受けた場合、感染症及び産科的リスクの回避や外傷の有無の確認が必要な場合もあるので、状況に応じて医療機関を受診させる。

また、他の子どもの安全を確保するための措置と被害者のプライバシー保護の両方に配慮した対応が学校に求められる。

カ 災害や事件・事故の内容によっては法的事項を踏まえた対応が求められる。例えば、上記の性被害のケースでは、心のケアと合わせて事件にどう対処するか判断するために、法的事項の確認が必要となる。

キ 障害や慢性疾患のある子どもの場合、災害や事件・事故発生時には、平常時の状況に比べ、様々な困難がある状況になっている。例えば、日常生活上の介助や支援が不足したり、必要な情報が正しく伝わらないなどの不安を抱えていることも多い。そのため、心のケアを考える際には、これらの不安等への配慮や、障害特性及び症状の悪化に対する十分な配慮が必要となる。

ク 災害や事件・事故においては、教職員が大きなストレスを受けることが多い。子どもの心の回復には、子どもが安心できる環境が不可欠であり、それには、周りの大人の心の安定が大切である。教職員自身のメンタルヘルスにも十分な配慮を払うことが、子どもの心のケアにおいても重要となる。保護者においても同様である。

以上、災害や事件・事故発生時における心のケアの基本的な留意点について述べましたが、適切な心のケアの基盤となるのは、「毎日の健康観察」、「メンタルヘルスを担う校内組織体制の構築」、「心のケアに関する教職員等の研修」、「心身の健康に関する支援」、「心身の健康に関する指導」、「医療機関をはじめとする地域の関係機関等との連携」などの平常時からの取組です。さらに、危機管理マニュアルに心のケアを位置付け、実効性のあるマニュアルにするために、定期的に見直しを図ることが大切です。

管理職には、これらのことが緊急時に適切に行うことができるよう、日ごろから学校保健を重視した学校経営を行うことが求められます。

※ ト라우マ

「トラウマ」とは、もともと“けが”を意味する言葉であるが、それを現在の“心的外傷”の意味に用いたのは精神分析の創始者フロイトである。当初は、心因性の症状（歩けなくなる、失神するなど）を生み出すような情緒的にショッキングな出来事を指していたが、最近では、長く記憶にとどまる辛い体験を一般にトラウマと呼ぶことが多い。

一方、PTSDにおけるトラウマとは、災害や事件・事故など生命の危機や身体の保全が脅かされるような状況を体験するか目撃し、強い戦慄や恐怖を味わった場合に限定されている。一般的な意味でのトラウマは時間の経過とともに自然に解消することがあるが、PTSDの場合には治療が必要である

3 避難所の開設・運営

本来、避難所の開設及び運営については、市町村が、避難所となる学校や地域の自主防災組織の協力を得て行うものですが、阪神・淡路大震災や東日本大震災においては、学校が避難所として主要な役割を果たし、その開設及び運営にあたっては、教職員がとても大きな役割を果たしたことが注目されました。同時に、被災者による自治活動としての避難所運営の重要性も指摘されました。

避難所開設及び運営における具体的な対応については、それぞれの市町村作成のマニュアル等に従っていただくことになります。

4 避難所に指定されていない学校の対応について

避難所に指定されていない学校についても、地域住民や帰宅困難者が避難してくることが予想されます。その際は、校内に児童生徒の保護エリアとは別に住民等の保護エリアを設定し、混乱を避けるとともに、市町村災害対策担当部局等の指示に従い、備蓄品が整備されている本来の避難所へ誘導してください。

なお、状況によっては現実的に避難所となることも予想されます。地域住民が避難し、水・食料等が必要となった場合は、市町村災害対策担当部局等へ支援を要請するとともに、市町村作成のマニュアルまたは「県立学校における避難所運営マニュアル」により避難所の開設・運営に協力してください。